

大津市立保育園及び認定こども園職員等検便検査業務仕様書

1) 検査項目、検査時期：

①保菌検査・・・毎月

検査項目・・・サルモネラ属菌(腸チフス・パラチフス菌を含む)、赤痢菌、腸管出血性大腸菌(EHEC)

②臨時検査・・・7月

③ノロウイルス検査・・・12月、2月（予定）

検査項目・・・ノロウイルスGⅠ、GⅡ

④ノロウイルス検査・・・感染の広まりが見られる場合に臨時に実施

2) 検査方法

リアルタイムPCR法

3) 回収場所

①大津市立保育園 12 園、大津市立認定こども園 1 園 保育園・認定こども園一覧参照

②大津市御陵町 3-1 大津市役所 幼保支援課

4) 回収日時

①保菌検査：回収日は毎月 2 回設定する。

②その他検査、臨時検査：別途幼保支援課と調整し決定する。

5) 対象

①保菌検査

検査月	対象者
毎月	・ 保育園及び認定こども園の調理に携わる職員 ・ 幼保支援課所属の調理に携わる職員

②ノロウイルス検査

検査月	対象者
12 月・2 月	・ 保育園及び認定こども園の調理に携わる職員 ・ 幼保支援課所属の調理に携わる職員
・ 感染性胃腸炎の広まりが見られ幼保支援課が依頼した対象者	

6) 検査予定人数

①保菌検査 計 2,828 人

・ 定例検査 214 人×12 ヶ月 = 2,568 人

・ 臨時検査（7 月）260 人

②ノロウイルス検査 計 230 人

・ 定例検査（12 月・2 月） 75 人×2 ヶ月 = 150 人

・ 集団感染発生時等の臨時検査 80 人

7) 請求方法

月毎の業務完了後、当該月分の業務完了報告書、明細書を添付し請求すること。

8) その他

- ①検査容器等については、事前に各園必要数（幼保支援課から連絡）を配布すること。
予備の検査容器も配布しておくこと。臨時の追加検査があった場合は予備分に対応すること。
- ②検査結果が陽性だった場合、速やかに電話・メールで幼保支援課へ連絡すること。
- ③月末までに、施設別項目件数結果一覧表を幼保支援課に提出すること。
- ④請求時には、押印した請求書、明細書を作成し、幼保支援課に提出すること。
- ⑤個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守ること。